

後発医薬品はジェネリック医薬品と呼ばれています。これは先発医薬品、つまり新薬の特許が切れた後に販売される医薬品のことで、新薬と同等の有効成分、効能、効果を持っています。

医薬品の自己負担の新たな仕組み(令和6年10月から)  
ジェネリック医薬品があるお薬で、新薬の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただく場合があります。  
具体的には、新薬とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当額。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

新薬より安価で経済的  
ジェネリック医薬品は新薬に比べて開発費を圧倒的に低く抑えることができるため、そのほとんどが低価格で販売され、患者さんの自己負担額の軽減だけでなく、医療保険財政の改善にもつながります。

効き目や安全性は新薬と同等  
ジェネリック医薬品は形や色、味などが新薬と異なる場合がありますが、効き目や安全性が同等であると厚生労働大臣の承認を受けています。

ジェネリック医薬品を希望するときは  
受診されている医療機関の主治医や薬剤師に相談してください。病気の種類によっては新薬での治療を必要とするものがあります。  
また、特許期間が切れていない新薬にはジェネリック医薬品はありません。

問い合わせ先  
高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359